

第七十二回 参議院 通信委員会 會議録 第九号

昭和四十八年六月五日(火曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

四月二十六日

竹田 現照君

補欠選任 松本 賢一君

五月八日

玉置 猛夫君

補欠選任 塚田十一郎君

五月十八日

辞任 森 勝治君

補欠として 塚田十一郎君が選任されました。

出席者は左のとおり。

委員長 西ヶ久保重光君

理事 今泉 正三君

委員 古池 信三君

西村 尚治君

森 勝治君

植竹 春彦君

那 祐一君

横川 正市君

木島 則夫君

青島 幸男君

野郵政大臣

郵政大臣 久野 忠治君

政府委員 廣瀬 弘君

郵政大臣官房長 牧野 康夫君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 濱呂木 繁君

郵政省郵務局長 野田誠二郎君

郵政省簡易保険 局長 北 雄一郎君

郵政省人事局長

事務局側

常任委員会専門 員 竹森 秋夫君

説明員

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社業務管理局長 小畑 新造君

本日のお会議に付した案件

○簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣 提出、衆議院送付)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に 関する調査

(広域時分制の実施に伴う電話利用に関する件)

(郵政省における労働問題に関する件)

○委員長(西ヶ久保重光君) ただいまから通信委 員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

去る五月八日、玉置猛夫君が委員を辞任され、

その補欠として塚田十一郎君が選任されました。

○委員長(西ヶ久保重光君) 簡易生命保険法の一 部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。久 野郵政大臣。

○國務大臣(久野忠治君) ただいま議題となりま した簡易生命保険法の一部を改正する法律案につ いて御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険に定期保険及び疾 病傷害特約の制度を創設するとともに、家族保険 の制度の改善をはかることとするものであります。

まず、定期保険の制度について申し上げます。

近年、低廉な保険料で高額の保障が得られる定 期保険の需要はますます増大する傾向にあります

が、個人を対象とする定期保険の普及はいまだ十 分ではありません。そこで、今回、被保険者が保険 期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払 いをする定期保険の制度を創設しようとするもの であります。

次に、疾病傷害特約の制度について申し上げます。

従来、簡易生命保険では、被保険者の不慮の事 故等による傷害について保障する傷害特約の制度 を設けておりますが、これに疾病による入院に対 する給付を加え、被保険者がかかった疾病及び受 けた傷害について総合的に保険しようとするのが、この疾病傷害特約の制度であります。

この疾病傷害特約は、従来の簡易生命保険契約 に特約として付加するもので、被保険者が疾病に かかり、もしくは不慮の事故等により傷害を受け てその治療のため入院したとき、または、不慮の 事故等により身体に傷害を受けて死亡し、もしくは 一定の身体障害となったときに、一定の保険金 を支払うものであります。

最後に、家族保険の制度の改善について申し上げ ます。

家族保険の制度の改善は、最近における保険需 要の動向にかんがみ、被保険者たる配偶者及び子 にかかるとする保険金額を引き上げる等、家族保険の被 保険者に対する保障内容の充実をはかることとする ものであります。

なお、この法律案の実施期日は、昭和四十九年 一月一日からということになっております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださ いませうようお願いいたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 本案に対する質疑 は、後日に譲ることいたします。

○委員長(西ヶ久保重光君) 郵政事業及び電気通 信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とい いたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次 御発言をお願いします。

○木島則夫君 きょうは、私は、四月七日の予算 委員会第三分科会で、広域時分制が実施されたそ のことに伴ってピンク電話の問題を幾つか例をあ げて質問をいたしました。そのおりに電電公社は 慎重にこれを検討するということを約束してくれ たわけでありました。あれからだいぶ日にちがたっ ておりますけれども、まず改善となる加入者、つ まり番号が改まる加入者にとっての経済的負担の 問題です。

つまり、番号が変わらなると、いままですつ と——たとえばスナックあるいは小料理屋、そり いったところは番号がお客さんになじんでいれば こそ商売も成り立つということなんです。最低三年間 はそのPRに時間がかかるということですから、PR には経済的負担があるわけですね。この辺をど ういうふうに考えているか、まずこれから伺いま す。

○説明員(小畑新造君) お答えいたします。

ただいま先生から御指摘のございました問題で ございますが、さきの四月七日の予算分科会で、 先生ただいま御指摘いただきましたようなことにつ きましては公社側で検討するということをお約束 いたしましたけれども、そのうち、ただいま の改善に伴う問題でございまして、改善に 伴う問題につきましましていろいろ検討いたしました 結果、公社といたしましては、番号の変わられた 加入者の方に対しまして、はがきを適当枚数御進 呈申し上げます。

番号が変わりました際には、公社といたしましても、従来から旧番号のほうへ電話がかかってまいりましたときには新しい番号をトーカーで御案内申し上げるといふようなことをやっております。これは大体平均四カ月くらいというトーカー案内をやっております。もちろんお客さまのいろいろな問い合わせが多いものにつきましては半年から一年ぐらゐの番号案内をやっております。これに今回の場合は御進呈するということをお勧めいたします。いとうと、公社側あるいは加入者側双方で番号の御案内ができませんので、改番に伴うお客さまの御不便とかそういうものは解消できるかと、このように考えております。

○木島則夫君 わかりました。そうすると旧番号にかかってきたものについては自動的に新しい番号を知らせるのを四カ月間にわたってやるということ、なおかつはがきを適当枚数配ってということですね。はい、それはけっこうです。

それから、二番目として、こういうことを伺いたい。小型ピンク電話と併設をし転換器によって使う黒電話、これは私も幾つか問題点を指摘いたしました。そのときの問題点をここで繰り返す必要はもうないと思いますが、これについて公社はどういうふうな結論をお出しになったのか、この辺も伺いたいです。

○説明員(小畑新造君) お答え申し上げます。小型ピンクのうちで、たぐいま御指摘のありました付属電話機についておきます電話機は、広域時分制実施前五十万七千二百二十一万、こういうふうにごこの前お答え申し上げたわけでございます。この付属電話機が今度の大型ピンク電話の際に機械的な問題でつかないというために問題を御指摘いただいたと思っております。この点につきましていろいろ慎重に検討いたしました結果、もうすでに広域時分制もかなり進んでおりますので、現在まで小型ピンク電話の方で大型ピンク電話にかわった方あるいは黒電話にかわった方あるいは小型ピンクのまま残っております方いろいろ

におるわけでございますけれども、今後小型ピンク電話を大型ピンク電話に取りかえられる方、それからいままでも現在のところ広域時分制が終りまして大型ピンク電話あるいは黒電話になっておる方で小型ピンク電話時代に付属電話機をつけておった加入者の方、この両方の方で、御希望がございまして、御希望者に対して、大型ピンク電話の設置とは別に、一般の加入電話をつけたら、このように考えております。

この場合に、当初負担を一般の加入電話をおつけになるときに若干安くしたいというふうなことで、付属電話機の取りはずしに伴う御不便を解消したい。この点につきましては、現在、関係御当局と相談中でございます。

○木島則夫君 いま当初負担を安くする、負担を軽くするんだというお話がありまして、それは関係御当局の間で話し合いが進行中だということですね。けれども、どうなんでしょうか、当初負担を一般の場合よりも安くするということですね。具体的な、どういふふうにするおつもりなのか、もし具体的な案があるならば聞かせていただきたい。

○説明員(小畑新造君) お答え申し上げます。当初負担をどのようにするかという点につきましては、現在関係御当局に御相談申し上げておるところでございます。東京の場合には十五万円程度、できれば債券—東京の場合には十五万円程度、これを三万円程度にさせていただきます。このように考えております。

○木島則夫君 それを妥当であるかどうか、私もまだしばらくはくいまの資料を判断したいと思っております。

次に、加入電話を新しく設ける、つまり加入電話新設の特別措置というものは、いつから始まるのかという期間が、それが終わるものだらうかということですね。これがまたあまり延びちまってはやはりせつかくのいい措置も役に立たないというか、ありがたみが薄れてしまふという

ようなことですから、いつごろこの特別措置というものが始まるのか、この辺もひとつ具体的に説明していただきたいと思っております。

○説明員(小畑新造君) お答えいたします。実施のめどでございますけれども、たぐいま広域時分制が御承知のように切りかえが進行中でございまして、小型ピンクからの大型ピンクあるいはそのほかへの意向調査というものを公社は事前に行っております。それで大体いままでは全国的に終了すると思っておりますが、現在六月でございます。ほとんど意向調査は終了してございまして、この段階でいままのような措置をやりますことは現場に混乱を起すので、広域時分制が全部全国的に終了したあと、適当な期間をおきまして、一応、公社といたしましては、本年の第四四半期ぐらゐからお客さんの意向を聞きまして、この措置を実施したい。実施を終了する時期は、たぐいまも御指摘がございましたように、あまり期間が長くかかりますという非常に問題でございますので、おそくも二年以内ぐらゐには完了したい、このように考えております。

○木島則夫君 いま二年というお話がありましたけれども、これはもう少し短縮できませんか。どうして二年というふうなことが出てくるわけですか。

○説明員(小畑新造君) お答えいたします。この付属電話機についておりました加入者の数は、先ほど申しましたように、全国で二十一万ございまして、意向調査をしてみますと二十一万の中のどれだけの数が御希望されるかということはおわかりませんけれども、公社といたしましては、一番最大の数というのを想定せざるを得ませんので、二十一万の方をやるようになります、いろいろの準備の都合等もございまして、広域時分制が終りまして、あと残りのごとしではちよつと無理だらうと思ひまして、まあおおむね二年以内ぐらゐ

というふうなことで、物量の問題でそういうふうに考えておるわけでございます。

○木島則夫君 せつかくのこゝろ特別措置ですから、やはり早く、期間を限って短縮をしていただきたい、これは私から切望しておきます。

それから、この付属のない人ですね、これはなぜ加入電話の新設措置の対象とならないか。もう一つつけ加えるならば、この措置は黒電話を付属電話機としてつけていた人に限定されるのだからどうか、この辺を確認をしておきませんか、不公平な事態が生じたりするといけませんから、この辺もひとつお答えをいただきたい。

○説明員(小畑新造君) お答え申し上げます。この特別措置といふことは、これは広域時分制になる際に付属電話機をつけておりました二十一万の方、この方がこの措置によりまして付属電話機がなくなると、そのための御不便が問題、何といひますか、原点がございまして、従来から付属電話機についておらなかった小型ピンクの加入者の方、これは問題の対象にはならない、このように考えて、付属電話機をつけておりました小型ピンクの加入者だけが対象だと、このように考えて私たちが措置しております。

○木島則夫君 どうなんでしょうか、こういう特別措置をこれからおやりになるわけですね、こういうことが行なわれますと、一般の加入電話の充足というか、この計画に支障を来たさないかどうか。つまり全部が全部二十一万おやりになる意向があるかどうかは別として、これは特別なつまり計画以外の措置ということになるわけですから、この辺どうなんでしょうか。本来の加入電話の充足がこれによって障害を受けるということになると、またまたこれは問題だと思ひます。その辺は公社としては抜かりはないと思ひけれども、どういふふうな計画を、目算を立てておいでになりますか。

○説明員(小畑新造君) お答え申し上げます。確かに御指摘いただきましたような問題がございまして、公社といたしましても、来年度には、

これ等につきまず予算措置面とか、そのほかいろいろ十分配意いたしました。一般の加入電話の充足計画というよりなものを圧迫しないようにできるだけ努力していきたい、このように考えております。

○木島則夫君 いま大体何った具体的な資料、具休案については、私も、なお問題点がないか、よく検討をさせていただきたい。そして当局でも慎重に検討をさせていただいて、やはりやるからには早く正確にやっていたらいいというところをつけ加えて、四月七日の予算第三分科会における質疑に關連する私の質疑といたします。一応その問題はこれでけっこうでございます。

次に、郵政の職場の中における規律、そして傷害事件あるいは暴力事件などについて、しばらく伺ってみたいと思っております。

まず、大臣にお伺いしたいのですけれど、情報化時代における郵政事業というものは私はますます重要視されてきていると思っております。しかし反面、この郵政事業というものは大きな曲がりかどに立たされていることもまた事実だと思っております。複雑な要素をかかえている郵政事業が大きく伸びていくためには、激しく変動する社会に対応できる郵政の体質というものを私は早急につくっていく必要があるかと思っております。

具体的に言えば、それは一つは労使の協調だと思っております。それから職場の規律。しかし現実を冷静に判断いたしますと、私などもときどきその職場の中に行つて実際にはだで体験をしております。大臣は、そういう新しいむす曲がりかどに立たされた郵政がこれからほんとうの意味で伸びていくためには、いま郵政の中の体質というものがほんとうにそれに対応できるようなものであるというふうな現実にあらざるようになっていらいらさるかどうか。たいへん基本的なことですが、たいへん大事な問題ですから、まずこの辺から伺います。

○國務大臣(久野忠治君) 御指摘のとおり、郵政事業というものが田沼に田沼に運行するために

は、職場が明るく、かつ秩序が正しく保たれていることが大切でありまして、機会あるごとにその点を私は強調いたしておる次第でございます。特に労使間の協調関係をより円滑に、しかもお互いに協力し合つて秩序正しく明るくこれを進めていきたいという点につきましては、事あるごとに私は当委員会でも皆さんの御質疑にお答え申し上げておると思っております。

しかし、個々の職場におきまして、ときおり事件が発生しておりますことはまことに残念に思つておる次第でございます。でありますから、このよきな事案につきましましては、厳正に措置をするともに、再発をしないように、管理者及び職員に対する教育なり啓蒙をより一そう徹底してまいりたい、かように存する次第でございます。

○木島則夫君 いま大臣はときおりというふうにおつしやいましたけれど、私は、むしろときおりじゃなくて、ひんびんとして起つておるといふふうに置きかえていただきたい。そこで、郵政の職場における組織暴力事件がひんびんに発生しておりますけれども、その状況はどうでしようか。

○政府委員(北雄一郎君) 暴力と申しましても、程度の大なるもの小なるものいろいろございまして、私どもでも把握しておりますのは、昨年一カ年間に全国で約二百件ございまして、昨年一カ年間に主として春闘の時期を中心にしてございまして、約百五十件というものを数えておる次第であります。

○木島則夫君 職場の中で、たとえてみれば集団暴行が発生する、まじめに働こうとしていられる者が傷害を受ける、これはどう見ても私は合点がいかない、国民の立場に立つて郵政事業、郵政のあり方というものを思ふがゆえに、職場の中で一生懸命やる、こういう人たちが傷害を受けたり、暴力を受けたりするということは、これは国民の立場から私には許せないと思ふ。

最近数ヶ月に起こつたものを――いまは一年間に起こつた件数をあげていただいたけれど、

四十七年十一月二十二日に豊橋局で集団暴行傷害があつて、全治一週間の傷を負つた者もいる。十一月二十八日岐阜局で集団暴行。十一月の二十一日函館局で集団暴行傷害で入院四十日。十一月十七日直江津局、集団暴行傷害、全治一週間。十一月十六日足立北局で集団暴行傷害によつて全治五日間。十一月二十二日小石川局、同じく集団暴行傷害によつて全治十日間。それから十二月一日岡崎局で全治十日間。ことしに入つてからは一月の一日浦和局で集団暴行傷害があつて通院三カ月。一月の十五日には蕨野局で集団暴行傷害があつて二名が一週間のけがをしていられる。三月十日には杉並南局で集団暴行傷害を受けて全治五日間と、最近数カ月の間をとつてみてもこんなにとくさんあるわけですね。

だから、私は、さっき言ったように、郵政が曲がりかどに立たされている、これから大きく伸びていかなければならないという中で、こういう問題をかかえているということは、大きなマイナスポイントだと思ふ。

よつて来たるところをいまして私はいろいろ究明をしようというものはありません。そして私の立場は、つまり政党の支持団体とか支持母体である組合の問題は組合同士の話によつて現場で解決をするというのが私の基本的な考え方です。しかし残念ながらそれが郵政の職場の中で起こっているというこの現実もはつきり言つて見のがせない事実ですね。管理者はこういう事件にどのように対処してこられたのか、基本的な態度でけつこうです、確認をする意味で聞かせてください。

○政府委員(北雄一郎君) そういつた事件の中にはいろいろな性格のものがございまして、労働組合相互間の対立による事件も相当あるわけでございます。こういつたものにつきましては直ちに管理者として関与すべきではないというふうな考えをしておりますけれども、しかしそういうことであるにしても、職場の中で事件が発生するということがございまして、これは管理者として看過することのできないわけでありまして、したがつてこう

いったものに対しては正しく対処をしなければいけません、こういうふうな思つておられます。むしろ、そのほかに管理者に対するものも、昨年の件数で見ますと、ただいまの組合相互間というのと管理者に対するのとほぼ同数のものがございまして、これらに対しては厳に筋を正して対処すべきであるというふうな思つておられます。

○木島則夫君 ちよつと古くなりましてすけれども、私は四月の十三日に川崎局を視察いたしました。当日も職場秩序を乱しているその職場の実態を私自身体験をさせていただきました。

外からその局舎を見ておきますと、このごろの局舎というのはいふんきりなつてしまつてしまつた建物です。ですから、国民は、そういう局舎の中で職場を乱すような行為が行なわれているというふうなことは、おそろくつゆ知らないと私は思ひますね。外から見ている限り、たいへんしやうしやできれいな建物です。しかしそういう中で国民が言つたように想像もつかないような職場秩序を乱す状態に私も触れて、実は全然として、これで一体いんだらうか、ずいぶん私も考えた。しかしまだ川崎の局なんですか、これはいいほうだという声のほうが多いんですね。これがいよいよだということになると、一体、日本の郵便局、日本の郵政というのはどうなるんだらうか。

つまり、それぞれに思想を持った人たちがいるということはおもひつこうだと思ひます。しかし自分の考える思想、価値観以外の思想、価値観を持つた人に対してまで、それは間違ひであると言つて罵声を浴びせかけた、だからおまえらが負けるんだというふうな声が出るとするならば、私はゆゆしい問題だと思ふ。ましてや国会議員に対してそういう声を浴びせるんですね。一体ふだんの教育とか管理というのはどうなつていんだらうか。何か私は法がないような気がしてならない。その辺も一回確かめたい。

○政府委員(北雄一郎君) ただいま具体的な局についての御指摘をいただきましたが、必ずしも当該

局がいいほうだというふうには思っておりません。やはりそういつた点で非常に問題のある局だというふうには思っておりません。当該局は昨年の春闘のときにも集団暴行事件がございました。昨年の暮れにもございました。それからことしになりました三月半ば以来、ことに三月、四月のころにまたトラブルがございました。現在でも若干のトラブルがござります。それぞれの時点におきましてその原因とするところはそれぞれ違いますが、時に応じてそういう事件が発生していることはたいへん残念に思います。

また、ことしの四月、先生方がお見えになりましたときに、そういう失礼な言動をする職員があったということにつきまして、たいへん恐縮に存じております。

むしろ、当該局におきまして、一方でそういうことのないように、これは平素から管理者もいろいろな手だてをもって職員に浸透させるように腐心をしたしております。また同時に、そういう局でありますので、郵便物の排送を中心いたしました。業務も日常的にへん問題が多いわけでありまして、でありますから、管理者はそういう点につきましての職員の教育に意を用いると同時に、日々の仕事の排送ということも懸命の努力をしていくわけでありまして。

また、当該局管理者につきましても、全員とは現在のところいっておりませんが、まあ実情を申し上げますれば十名足らずの人間でござりますけれども、一に對しましては、別途、研修所等における訓練に参加せしめていくという状況であります。今後とも管理者に十分そういう場合の手だて等につきましても教育をいたしますと同時に、そういうことを体しまして、当該局管理者が業務の排送及び職場規律の確立ということにつとめ得るようにならざるに努力をしたいと思います。また当該局だけで足りない実情もござりますので、時に応じて担当の郵政局からも係官が行っている、こういう状況であります。

○木島則夫君 ついでながら、この一年間に川崎

局で職場秩序を乱す行為がどのくらい起こっているか、その特徴を報告していただきたい。私どものほうに一応資料はござりますけれども、郵政当局の資料をまず聞いてみたい。四十七年の五月からことしの四月まで、一年間のものがあつたら聞かしていただきたい。

○政府委員(北雄一郎君) 四十七年の五月と仰せられました。先ほど昨年の春闘と申しました四十七年の四月に一連の事件が発生しております。このときは、主任三名に對しましてそれぞれ個別に集団でつるし上げる、あるいは何と云いますか、もみくちゃにするというふうな状況がございました。

それから昨年の暮れにおきましても相当のトラブルがございましたが、これは主として当時の地本、地区の統制を聞かないでいろいろの行動をする。特に年末業務のボイコット闘争を行なうという状況がございました。

それからことしの三月、四月の問題は、ことしの二月に全郵政の支部がござりました。当方といたしましては、支部につきましては当該支部から要請があれば、また庁舎事情が許せば組合事務室を貸与するという方針をすべての組合に對してとっておりますので、三月にこの組合事務室を貸与したわけがござります。これに關連いたしましてのトラブルが三月、四月にござりました。その内容は各般の作業妨害あるいは全郵政の組合に對する散発的ないやがらせ、そういうことが中心でござります。

○木島則夫君 もう一つ私は確かめたのですけれども、私どもの手元へ入っている調査ですと、発生状況というものが入っているのです。おたくのほうの数字と一応照らしてみたいでございます。

四十七年の五月には、さっき言った高田、北山というのですか、を中心にして十回起こっているのです。そうですか。大体、月にどのくらい起こっているか。

私の調べでは、四十七年の五月が十回、以下六

月が十四回、七月が二十一回、八月が二十回、九月が十九回、十月が十八回、十一月が七回、十二月が七回、四十八年に入つて一月が三回、二月が十九回、三月が六回、四月が五回——これは四月の十三日までの一応調べです。

○政府委員(北雄一郎君) いま去年の五月からことしの四月までの回数を仰せられました。実は、初めのほうとどちらかという一つ一つが傷害事件になっておりました。重いものもござりますから、そちらのほうについては数字がござります。

先ほど申しましたが、四月、五月、六月にかけまして、要するに去年の春闘時に三人の主任に對するいわゆるつるし上げがあつたと、そのうち一人の主任に對しましては四月から五月にかけて六回、それから一人の主任に對しましては六月におきまして四回、それからさらに一人の主任に對しましては六月に六回と、こういうことになっております。で、その後七月から十月にかけては集団抗議とか暴言とかいうようなものが断続的に発生したわけでありまして、月別の回数には実は把握をいたしておりません。それから年末につきましても、先ほど申し上げましたようなことでもいろいろ事件があり、また三、四月にいろいろな事件がござりましたが、月別の件数というのはいささか角度で把握をいたしてござります。

○木島則夫君 管理者の中には、組合問題に頭を突っ込むと抜き差しならなくなつてしまつて、こういうことには目をつむつていたほうがいいと言ふ人も中にはいるようですね。私はこういふことであつてはいけません。

仕事を円滑に進めるためには最低のルールというものが必要であることはもちろんだと思つております。こういうルールを守れない者、犯す者に對してはやはり私はきちんとした態度で管理者が臨むのが当然だと思つております。それは何も組合いじめであるとか、きびしくその措置をするということでも何でもありません。ごくあたりまえのことだと

私は思う。民間の企業にいったらそんなことはあたりまえです。そのあたりまえなことがどういふわけが官公労の中では行なわれない。私はたいへん残念に思つておられます。因縁しかり、郵政しかりだと私は思います。

どうなんですか、もちろんねえ上がりの管理者でもないわけではないと思つてますよ、私は。たとえばマル生運動のときにそういうものに名をかりて、よしこでもつてひとつ締め上げてやろうな人というふうな不心得な管理者もいたことは私は事実だと思つて。しかし一般的に言つて、やはり、私は、管理者の中に組合問題に頭を突っ込むとたいへんだという事なかれ主義をとつて、そのこと自体がかえつてその職場の規律を乱している、そういうことにつながつていかなければならぬか、この辺もひとつ聞いておきたいんです。

○政府委員(北雄一郎君) 個人的にはいろいろあると思つてはおりますけれども、私ども、いろんな訓練あるいは会議その他の指導等を通じて一貫して言つておきますのは、先ほど大臣も言われましたように、秩序ある明るい職場の建設、これが管理者の任務である、こう言つております。局情によりまして、そういうことが非常に実現困難な局がござりますけれども、そういう場合、なおさらその職場管理ということにつきまして、たまたま申し上げました方針というものを、一べんにはいかななくても、いろいろな手がかりから実現していく、その方策についてもいろいろ担当の郵政局あたりも指導をしておる、あるいは指導させておるといふことでもござります。まあそういうこととて日夜そういうたあるべき職場の実現ということに力を合わせてやつていかなければならぬと、こういうことでもあります。

しかし、個人的な資質とか、あるいはその職場の現実ありまるところの状況というものがやはりさまざまござりますので、その実現にはいろいろな経路があつるかと思つて。当該局につきましても、今後ともそれをできるだけ早く実現でき

認識とともに、今後こういう質問がだんだん私は減っていくようになってもらいたいという意味も込めて、現場に対する御認識、そうして今後ほんとうに郵政事業が発展をしていくための大事な郵政の体質改善、その面について、郵政大臣はどういうふうに取り組んでいかれるか、その辺を伺って私は質問を終わります。はつきりとした決意をひとつ聞かしていただきたい。

○國務大臣（久野忠治君） 先ほど来、個々の具体的な事例につきまして、内容についていろいろ御質問がございました。私も拝聴いたしておりました。たいへん遺憾なことに存する次第でございます。

で、このような事件が起きておるといふこと自身は、やはり郵政事業に携わっております私たちといたしましても、看過し得ないところでございます。今後、このような事件が頻発をしないように、十分労使間の、あるいはまた組合相互間の信頼関係が打ち立てられるように、微力を尽くしてまいりたい、かように存するような次第でございます。

もちろん、現場管理者に對しましては、平素から部下職員の順法精神の涵養にとめると同時に、万一非違行為が行なわれた場合には、法令に照らし、適正に對処するよう指導しているところでもあります。で、この考え方に立ちましても、明ら秩序ある職場をつくっていききたい、これが私たちの考え方でございます。

○木島則夫君 以上で終わります。
○委員長（西ヶ久保重光君） 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は二月十三日）

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、全身障害者に対するテレビ聴視料免除に
関する請願（第一六一四号）

第一六一四号 昭和四十八年四月十九日受理
全身障害者に対するテレビ聴視料免除に関する
請願

請願者 名古屋市熱田区森後町一ノ七五愛
知県身体障害者福祉団体連合会内
清川哲夫

紹介議員 橋本 繁蔵君

全身障害者に対するNHKテレビ聴視料を免除
されたい。

理由

厚生省の実態調査によれば、身体障害者はその障害の故に約五十七パーセントが、就業不能であり、四十三パーセントの就業者もはなはだしい低賃金被雇用者か零細業者等ではとんどが苦しい生活を余儀なくされている。また、健常者が気軽にでかけられるレクリエーションなどに参加する機会も少なく、テレビはその精神慰安上不可欠の存在である。

第六号中正誤

誤	正
一 一から終わり	一 さわそく
二 一から終わり	二 さつそく
九 二から終わり	九 そういう
三 二から終わり	三 オペラ
四 二から終わり	四 いらっしやる
六 二から終わり	六 出演者
七 二から終わり	七 かかえて
八 二から終わり	八 ばくち
九 二から終わり	九 掲げて
一〇 二から終わり	一〇 先生の
一三 二から終わり	一三 防衛
一四 二から終わり	一四 推定で
一五 二から終わり	一五 持って
一六 二から終わり	一六 専門家
一七 二から終わり	一七 ぐうつと
一八 二から終わり	一八 終わる
一九 二から終わり	一九 ひとつ
二〇 二から終わり	二〇 審査

第七号中正誤

誤	正
一 二から終わり	一 坂野 學君
二 二から終わり	二 坂野 學君
三 二から終わり	三 発祥
四 二から終わり	四 利用者
五 二から終わり	五 利用面
六 二から終わり	六 利用面
七 二から終わり	七 利用面
八 二から終わり	八 利用面
九 二から終わり	九 利用面
一〇 二から終わり	一〇 利用面
一一 二から終わり	一一 利用面
一二 二から終わり	一二 利用面
一三 二から終わり	一三 利用面
一四 二から終わり	一四 利用面
一五 二から終わり	一五 利用面
一六 二から終わり	一六 利用面
一七 二から終わり	一七 利用面
一八 二から終わり	一八 利用面
一九 二から終わり	一九 利用面
二〇 二から終わり	二〇 利用面
二一 二から終わり	二一 利用面
二二 二から終わり	二二 利用面
二三 二から終わり	二三 利用面
二四 二から終わり	二四 利用面
二五 二から終わり	二五 利用面
二六 二から終わり	二六 利用面
二七 二から終わり	二七 利用面
二八 二から終わり	二八 利用面
二九 二から終わり	二九 利用面
三〇 二から終わり	三〇 利用面
三一 二から終わり	三一 利用面
三二 二から終わり	三二 利用面
三三 二から終わり	三三 利用面
三四 二から終わり	三四 利用面
三五 二から終わり	三五 利用面
三六 二から終わり	三六 利用面
三七 二から終わり	三七 利用面
三八 二から終わり	三八 利用面
三九 二から終わり	三九 利用面
四〇 二から終わり	四〇 利用面
四一 二から終わり	四一 利用面
四二 二から終わり	四二 利用面
四三 二から終わり	四三 利用面
四四 二から終わり	四四 利用面
四五 二から終わり	四五 利用面
四六 二から終わり	四六 利用面
四七 二から終わり	四七 利用面
四八 二から終わり	四八 利用面
四九 二から終わり	四九 利用面
五〇 二から終わり	五〇 利用面
五一 二から終わり	五一 利用面
五二 二から終わり	五二 利用面
五三 二から終わり	五三 利用面
五四 二から終わり	五四 利用面
五五 二から終わり	五五 利用面
五六 二から終わり	五六 利用面
五七 二から終わり	五七 利用面
五八 二から終わり	五八 利用面
五九 二から終わり	五九 利用面
六〇 二から終わり	六〇 利用面
六一 二から終わり	六一 利用面
六二 二から終わり	六二 利用面
六三 二から終わり	六三 利用面
六四 二から終わり	六四 利用面
六五 二から終わり	六五 利用面
六六 二から終わり	六六 利用面
六七 二から終わり	六七 利用面
六八 二から終わり	六八 利用面
六九 二から終わり	六九 利用面
七〇 二から終わり	七〇 利用面
七一 二から終わり	七一 利用面
七二 二から終わり	七二 利用面
七三 二から終わり	七三 利用面
七四 二から終わり	七四 利用面
七五 二から終わり	七五 利用面
七六 二から終わり	七六 利用面
七七 二から終わり	七七 利用面
七八 二から終わり	七八 利用面
七九 二から終わり	七九 利用面
八〇 二から終わり	八〇 利用面
八一 二から終わり	八一 利用面
八二 二から終わり	八二 利用面
八三 二から終わり	八三 利用面
八四 二から終わり	八四 利用面
八五 二から終わり	八五 利用面
八六 二から終わり	八六 利用面
八七 二から終わり	八七 利用面
八八 二から終わり	八八 利用面
八九 二から終わり	八九 利用面
九〇 二から終わり	九〇 利用面
九一 二から終わり	九一 利用面
九二 二から終わり	九二 利用面
九三 二から終わり	九三 利用面
九四 二から終わり	九四 利用面
九五 二から終わり	九五 利用面
九六 二から終わり	九六 利用面
九七 二から終わり	九七 利用面
九八 二から終わり	九八 利用面
九九 二から終わり	九九 利用面
一〇〇 二から終わり	一〇〇 利用面

昭和四十八年六月十三日印刷

昭和四十八年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局